

## 栄区災害時要援護者支援事業補助金交付要綱

制 定 平成28年7月25日栄福第 600号（区長決裁）  
最近改正 令和3年3月5日栄福第2530号（区長決裁）

### （目的）

第1条 この要綱は、栄区内の自主防災組織が行う災害時要援護者支援の活動に対して、必要な経費の一部を栄区災害時要援護者支援事業補助金（以下「補助金」という。）として交付することにより、日頃からの地域と災害時要援護者（以下「要援護者」という。）との関係づくりの推進を図ることを目的とする。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織のうち、栄区内で活動を行う自治会・町内会
- (2) 災害時要援護者支援 横浜市震災対策条例（平成25年2月横浜市条例第4号）第12条第1項にいう災害時要援護者についての安否確認、避難誘導、救出救助等の支援活動が円滑に行われるよう必要な体制を整備するとともに、平素からの地域の自主的な支え合いのために自主防災組織が実施する取組
- (3) 町の防災組織活動費補助金 町の防災組織活動費補助金交付要綱（平成18年4月1日総危第10398号）に基づき、区長が、町の防災組織である自治会・町内会に対して交付する補助金

### （補助事業者の範囲）

第3条 この要綱における補助事業者は、災害時要援護者支援を実施する自主防災組織とする。

### （補助対象経費）

第4条 この要綱において、補助の対象となる経費は、自主防災組織が実施する災害時要援護者支援のうち、啓発活動、日頃からの取組、発災時を想定した取組に要する経費とし、その範囲は別表1及び2のとおりとする。ただし、自主防災組織が町の防災組織活動費補助金の補助対象として処理する経費を除く。

### （補助金額）

第5条 前条に規定する補助対象経費に対する補助金額の上限は、補助対象経費の4分の3の範囲内で、1補助事業者当たり原則50,000円とし、予算の範囲内で交付する。

### （交付要件）

第6条 区長は、当該年度の4月1日から3月31日までの間に、災害時要援護者支援を実施する自主防災組織に対して、補助金を交付する。

2 補助期間は、1 補助事業者当たり、3 年を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者は、区長が指定する日までに、栄区災害時要援護者支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添付して、区長に提出しなければならない。ただし、添付書類のうち第1号については、その内容を満たす自主防災組織の総会資料等をもって代えることができるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（第1号様式の2）
- (3) 団体の規約
- (4) その他区長が必要とする書類

2 前項ただし書きにいう自主防災組織の総会資料等に、町の防災組織活動費補助金の補助対象として処理する経費が記載されている場合は、それらと補助金の補助対象経費とを区別できるように、前項第1号の添付資料を作成しなければならない。

3 補助金規則第5条第3項の規定により補助金交付申請書への記載を省略させることができる事項は、同規則第5条第1項第3号に規定する事項とし、添付を省略させることができる書類は、同規則第5条第2項第2号に規定する書類とする。

(交付決定通知)

第8条 区長は、補助金の交付申請があったときは、申請書類等を審査し、適正と認めるときは補助金の交付を決定し、栄区災害時要援護者支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、必要と認めるときは、申請事項の修正を指示し、それに基づき交付額の決定を行うものとする。

3 区長は、申請書類等を審査し、不適正と認めるときは、補助金の不交付を決定し、栄区災害時要援護者支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により区長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が第2号様式の交付を受けた日の翌日から起算して10日目の日とする。

2 区長は、前項に定める取下げ申請を受けた場合には、栄区災害時要援護者支援事業補助金交付決定取消通知書（第4号様式）により、補助金の交付決定通知を受けた補助事業者の代表者に通知する。

(事業計画の変更)

第10条 補助金の交付決定通知を受けた自主防災組織の代表者は、交付決定通知を受けた後に事業計画の申請事項を変更しようとする場合は、速やかに栄区災害時要援護者支援事業補助金変更交付申請書（第5号様式）を区長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、変更の内容が軽微な場合には提出を省略することができる。

- 2 区長は前項の申請について、栄区災害時要援護者支援事業計画変更承認・不承認通知書（第6号様式）を申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助金の交付の決定を受けた自主防災組織の代表者は、活動を完了した後、区長が指定する期日までに、栄区災害時要援護者支援事業補助金実績報告書（第7号様式）に次の書類を添付して、区長に提出しなければならない。ただし、添付書類のうち第1号については、その内容を満たす自主防災組織の総会資料等をもって代えることができる。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書（第7号様式の2）
- (3) 補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類の写し
- (4) その他区長が必要とする書類

- 2 前項ただし書きにいう自主防災組織の総会資料等に、町の防災組織活動費補助金の補助対象として処理する経費が記載されている場合は、それらと補助金の補助対象経費とを区別できるように、前項第1号の添付資料を作成しなければならない。

- 3 補助金規則第14条第4項の規定により省略できる書類は、同規則第14条第1項第3号及び同条第3項第3号の書類とする。

（補助金額の確定通知）

第12条 区長は、実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、栄区災害時要援護者支援事業補助金額確定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（補助金交付の請求）

第13条 補助金の額の確定について通知を受けた自主防災組織の代表者は、区長に対して、栄区災害時要援護者支援事業補助金交付請求書（第9号様式。以下「交付請求書」という。）を提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の請求に基づく適正な交付請求書を受けた日から30日以内に、補助金を交付する。

（関係書類の保存）

第14条 補助金の交付を受けた自主防災組織は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした会計帳簿、領収証等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月10日から施行し、令和2年度予算にかかる補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月5日から施行し、令和3年度予算にかかる補助金から適用する。

別表 1 (第 4 条)

区分	説明
啓発活動 (取組周知・研修会等)	広報誌の作成や、研修会などを実施することにより、各自治会・町内会の取組内容の周知や各自治会・町内会の取組を推進するための啓発活動
日頃からの取組 (要援護者の把握、見守り・訪問活動等)	災害時要援護者を把握するためのアンケートや名簿作成、見守り活動や訪問活動を実施することで、平常時からの支援者と災害時要援護者の顔の見える関係づくりのための取組
発災時を想定した取組 (訓練等)	安否確認、救出救護及び避難誘導などの訓練を実施することで、災害時要援護者と支援者がともに避難支援を行うための取組

別表 2 (第 4 条)

費目	説明
事務費	消耗品の購入、広報やチラシの印刷費、保険料などの材料費や事務費用
備品費	使用物品や使用機材などの購入費
食糧費	活動や訓練等に係る飲料代 (補助金額の10分の1を上限)
使用料	施設利用料や機材のレンタル代など
報償費	講師謝金など
委託費	活動の一部などを専門業者等に依頼する経費

※ 防災倉庫、AED、簡易無線機、備蓄食糧など、防災活動全般に供される物品の調達経費は対象としない。

（申請先）

栄区長

（申請者）

所在地

名称

代表者氏名

栄区災害時要援護者支援事業補助金交付申請書

栄区災害時要援護者支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書※
- (2) 収支予算書（第1号様式の2）
- (3) 団体の規約

（注意）※印の添付書類は、本補助金の補助対象経費と、町の防災組織活動費補助金の補助対象として処理する経費とを区別できるように作成してください。

## 収 支 予 算 書

- 1 収入額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 支出額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 差 引 \_\_\_\_\_ 円
- 4 内 訳

(1) 収入 (単位：円)

項 目	金 額	説 明
災害時要援護者支援事業 補助金		
災害時要援護者支援事業 自己負担分		
＜その他収入＞		
合 計		

(2) 支出 (単位：円)

項 目		金 額			説 明
災害時要援護者支援事業					
＜補助対象経費の内訳＞			日頃からの 取組	発災時を想 定した取組	
区分	金額 (a+b+c)	啓発活動 (a)	(b)	(c)	
事務費					
備品費					
食糧費					
使用料					
報償費					
委託費					
＜その他支出＞					
合 計					

所在地  
名称  
代表者氏名

様

栄区長

印

栄区災害時要援護者支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました栄区災害時要援護者支援事業補助金については、次の条件を付して交付することと決定しましたので通知します。

なお、最終的に確定した補助金額は、栄区災害時要援護者支援事業補助金実績報告書（第7号様式）が提出された後、栄区災害時要援護者支援事業補助金額確定通知書（第8号様式）により通知します。

1 補助金交付予定額 円

2 補助金交付の条件

横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）第5条第1項第2号から第4号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ栄区長の承認を受けること。

（事務担当）

栄区福祉保健センター福祉保健課  
事業企画担当  
電話



第3号様式（第8条第3項）

栄福第 号  
年 月 日

所在地  
名称  
代表者氏名

様

栄区長

印

栄区災害時要援護者支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました栄区災害時要援護者支援事業補助金については、次の理由により不交付と決定しましたので通知します。

理由

（事務担当）

栄区福祉保健センター福祉保健課

事業企画担当

電話

第4号様式（第9条第2項）

栄福第 号  
年 月 日

所在地  
名称  
代表者氏名

様

栄区長

印

栄区災害時要援護者支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで申請のありました栄区災害時要援護者支援事業補助金の取下げについては、補助金交付決定を取消しましたので通知します。

（事務担当）

栄区福祉保健センター福祉保健課  
事業企画担当  
電話

年 月 日

（申請先）  
栄区長

（申請者）  
所 在 地  
名 称  
代表者氏名

栄区災害時要援護者支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日 栄福第 号により交付決定通知のありました、栄区災害時要援護者支援事業補助金に係る事業計画について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 変更の内容
- 2 変更時期
- 3 変更の理由

第6号様式（第10条第2項）

栄福第 号  
年 月 日

所在地  
名称  
代表者氏名

様

栄区長

印

栄区災害時要援護者支援事業計画変更承認・不承認通知書

年 月 日に申請がありました、事業補助金の事業計画の変更については、承認・不承認しましたので通知します。

不承認の理由

（事務担当）

栄区福祉保健センター福祉保健課  
事業企画担当  
電話

横浜市栄区長

所在地  
名称  
代表者氏名

栄区災害時要援護者支援事業補助金実績報告書

年 月 日栄福第 号をもって交付決定通知のありました補助事業が完了したので、栄区災害時要援護者支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 補助金所要額 円

2 添付書類

- (1) 事業実績報告書※
- (2) 収支決算書（第7号様式の2）
- (3) 補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類の写し

（注意）※印の添付書類は、本補助金の補助対象経費と、町の防災組織活動費補助金の補助対象として処理する経費とを区別できるように作成してください。

## 収 支 決 算 書

- 1 収入額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 支出額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 差 引 \_\_\_\_\_ 円
- 4 内 訳

(1) 収入 (単位：円)

項 目	金 額	説 明
災害時要援護者支援事業 補助金		
災害時要援護者支援事業 自己負担分		
＜その他収入＞		
合 計		

(2) 支出 (単位：円)

項 目		金 額			説 明
災害時要援護者支援事業					
＜補助対象経費の内訳＞					
区分	金額 (a+b+c)	啓発活動 (a)	日頃からの 取組 (b)	発災時を想 定した取組 (c)	
事務費					
備品費					
食糧費					
使用料					
報償費					
委託費					
＜その他支出＞					
合 計					

第8号様式（第12条）

栄福第 号  
年 月 日

所在地  
名称  
代表者氏名

様

栄区長

印

栄区災害時要援護者支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました補助事業について、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

確定した補助金額

円

（事務担当）

栄区福祉保健センター福祉保健課  
事業企画担当  
電話

栄区長

所在地  
名称  
代表者氏名

印

栄区災害時要援護者支援事業補助金交付請求書

年 月 日栄福第 号をもって補助金額が確定した栄区災害時要援護者支援事業補助金について、次のとおり請求します。

1 補助金請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行	支店名	支店
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義人	(フリガナ)		

※ 口座名義人が代表者以外の場合は、記入してください。  
上記口座に、栄区災害時要援護者支援事業補助金をお振込みください。

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_